

## 平成24年度横浜市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度横浜市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| (1) 車 両 数           | 282 両 (52編成)       |
| (2) 年 間 走 行 キ ロ     | 32,897,000 km      |
| (3) 年 間 輸 送 人 員     | 214,347,000 人      |
| (4) 1 日 平 均 輸 送 人 員 | 587,000 人          |
| (5) 主 な 建 設 改 良 事 業 | 駅施設及び電路・機械設備等の改良事業 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款 高 速 鉄 道 事 業 収 益	44,157,590 千円
第1項 営 業 収 益	39,674,563 千円
第2項 営 業 外 収 益	4,483,027 千円

### 支 出

第1款 高 速 鉄 道 事 業 費	41,918,319 千円
第1項 営 業 費 用	30,430,933 千円
第2項 営 業 外 費 用	11,457,386 千円
第3項 予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,345,752千円は、当年度分損益勘定留保資金等16,329,311千円で補填し、なお不足する額1,016,441千円は、一時借入金で措置するものとする。）。

収 入

第1款 高速鉄道事業資本的収入	18,280,977千円
第1項 企 業 債	11,070,000千円
第2項 一般会計出資金	3,203,000千円
第3項 一般会計補助金	3,189,977千円
第4項 その他収入	818,000千円

支 出

第1款 高速鉄道事業資本的支出	35,626,729千円
第1項 建設改良費	5,724,657千円
第2項 企業債償還金	29,902,072千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業区間施設改良工事	平成25年度から 平成27年度まで	3,701,000千円
営業区間受託工事及び 施設管理委託	平成25年度から 平成28年度まで	7,244,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 高速鉄道建設改良費及び元利償還に充てるため。
- (2) 限度額 9,262,000千円
- |            |             |
|------------|-------------|
| 建設改良費充当企業債 | 3,716,000千円 |
| 資本費平準化債    | 5,200,000千円 |
| 特例債        | 346,000千円   |
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
- イ 起債の時期は平成24事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年5.0%以内
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
- イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,939,164千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成24年2月15日提出

横浜市長 林 文子